

平成27年第3回

荒川区教育委員会定例会

平成27年2月6日
於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成27年度荒川区教育委員会第3回定例会

1 日 時	平成27年2月6日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員 教 育 長	小 林 敦 子 坂 田 一 郎 青 山 侖 高 野 照 夫 高 梨 博 和
4 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 複 合 施 設 準 備 室 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	五 味 智 子 丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 小 山 勉 北 村 美 紀 子 堀 裕 美 子 小 堀 明 美 末 永 寿 宣 大 谷 実 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第3号 「荒川区いじめ防止基本方針(案)」の策定について

議案第4号 平成26年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

て

(2) 報告事項

ア 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

イ (仮称) 荒川二丁目複合施設内のカフェ運営事業者の選定結果について

ウ (仮称) 荒川二丁目複合施設の愛称名の決定について

(3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第3回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日5名出席でございます。

会議録の署名委員は、坂田委員及び高野委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日も教育委員会、どうぞよろしくをお願いいたします。また、今週冒頭にかかれまして第二ブロック教育委員会、協議会・懇親会におきましては、先生方には北区、文京区、台東区の教育委員さんとの情報交換をしていただきまして、ありがとうございました。

本日は審議事項2件、報告事項3件となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 10月10日開催の第19回定例会及び10月24日開催の第20回定例会の会議録が机上に配付されています。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば、事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は審議事項が2件、報告事項が3件です。なお、説明者である事務局の都合により、はじめに報告事項イ、ウの報告を行いますので、御了承ください。

それでは、報告事項イ「(仮称)荒川二丁目複合施設内のカフェ運営事業者の選定結果について」御説明をお願いします。

複合施設準備室長 それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

骨子でございます。(仮称)荒川二丁目複合施設内のカフェ運営事業者について、公募型プロポーザルにより実施した選定結果について御報告するものでございます。

内容でございます。選定事業者につきましては、会社名、株式会社ポッカクリエイト、屋号はカフェ・ド・クリエでございます。所在地は千代田区九段南四丁目8番21号。代表者は飯沼浩でございます。

選定の概要でございます。選定の経過としましては、平成26年11月17日、第1回選定委員会で募集要項等を決定いたしまして、21日から募集を開始、27年1月9日、応募書類の提出の締め切りをもって、25日に第2回選定委員会で審査・選定を行わせていただきました。

選定委員でございますが、外部5名、内部3名の計8名で選定を行っております。応募事業者につきましては、選定事業者の1社のみでございます。

選定理由でございます。総評でございますが、別紙のとおり評価集計表のように、選定事業者は提案内容、事業実績、財務内容等と、すべての項目において高い評価を得ています。

得点率は87.8%でございました。

出店の動機等でございますが、こちらはこれまでの実績に基づきました事業と複合施設の利用者を想定した具体的なコンセプトが提案されており、より円滑な協力関係が期待できるものと思われます。また施設との連携でございますが、特に災害発生時における物資提供等の協力というところが提案をされていまして、複合施設との連携が期待できると思われます。また魅力的な店づくりというところで、ドリンクメニューなどが約100種類と、種類が豊富であったこと、ほぼ2週間に1回のペースで新商品が提供できるなど、利用客を飽きさせない工夫が期待できるものと思われます。また、店舗のマネジメントといたしましては、事故発生時にはポッカクリエイトの本部が責任を持って対応するという体制の構築ができています。また、中小企業診断士による財務診断におきましても良好であるとの結果を得ており、持続可能な経営が期待できるものと思われます。

裏面でございます。協定書の締結でございますが、今後、区と選定事業者との間で調整を経まして、工事負担区分や賃貸借の開始時期等を定めた協定書を締結いたします。貸付期間でございますが、開設日から5年間、貸付料としては売上の3%を予定しております。

今後の予定でございます。2月20日、文教・子育て支援委員会で報告後、29年春、開店でございます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、質問などはございますでしょうか。

青山委員 区役所からは近いのですけれども、立地的にいつて駅からはそれほど近くもないとか、結構これに応募するには事業者側としては大変だったのではないかと思います。この辺の状況について、少し教えていただければと思います。

複合施設準備室長 事業者としましては、やはり公共施設の中、特に図書館とカフェという親和性の高い場所に出店がなく、足掛かりにもなるだろうということで、まずは希望されたところを聞いております。

また、こちらの施設の想定の利用者数を3,000程度と見込んでいますので、その中からの利用者数で、何とか今回の3%というところではやっていけるのではないかと判断をされたようです。

青山委員 この複合施設にとっては、複合施設が、何度かこの会議でも話が出ている図書館の勉強部屋から貸本屋、貸本屋から交流の場という流れの中に位置づけられていると思います。そういう中ではこのカフェの存在は、図書館の新しいコンセプトに非常に重要な役割を果たす一方で、多分運営は結構大変だと思うのですが、ぜひ運営上、区役所側、図書館側としてもよく協力しあって、途中で撤退されることのないように、いい協力関係を築いていただく

といいと思います。

荒川区の複合施設のコンセプトは一貫して、かなり地道に新しい道を融合という概念でつくってきた経過があると思いますので、ぜひこのせっかく応募してくれて選定された事業者を大切に、協力関係を築いていくということを望みたいと思います。

複合施設準備室長 ありがとうございます。

教育長 参考までにこのポッカクリエイト、近隣でやっているカフェはどんなところをやっていますか。

複合施設準備室長 一番近くですと、文京区役所の1階にございます。

教育長 文京区役所の1階だと、売上はどのようなのでしょうか。

複合施設準備室長 隣のシビックホールのホワイエのカフェも一緒に手掛けており、アルコールも出ていますし、売上としては良いと思います。

青山委員 あそこは、駅直結ですね。

委員長 確かに青山先生もおっしゃるように、駅に近くはない。その意味で、応募事業者があるかと心配したところもあるのですけれども、事業者が決まったことはよかったです。

また、事業者の提案内容や、事業実績、財務内容ともいい業者だったので、本当に安心しました。

青山先生もおっしゃったように、区としてもイベントを充実させるのがいいですね。

青山委員 そうですね。

委員長 そういった形で集客への工夫、何らかの協力をぜひしていただきたいと思っております。

図書館は、これまでの貸本という機能から、次第に学習機会の提供や、また人々の集いの場として機能が全体として変わってきています。そういった意味では非常に新しいコンセプトを持った図書館で、ぜひこれを成功させたいと思っておりますので、区としてもよろしくお願いたします。

複合施設準備室長 よろしくお願いたします。

委員長 では、続きまして、「(仮称)荒川二丁目複合施設の愛称名の決定について」御説明をお願いたします。

複合施設準備室長 御説明させていただきます。

骨子でございます。複合施設の愛称名につきまして、選定委員会の審議を経て決定したもので、報告するものでございます。

愛称名につきましては、「ゆいの森あらかわ」と決定いたしました。選定の経過でございますが、愛称名の募集につきましては、26年10月18日から約30日間、11月18日

まで募集をさせていただきました。周知としましては、区報、ホームページほか、区営掲示板、図書館、区民事務所等に掲示をさせていただきました。募集総数ですが、北海道から広島まで、11道府県から419人、396作品の応募がございました。

区民投票の期間としましては、約1カ月間、12月21日から1月21日までで実施をさせていただきました。本庁舎、区民事務所、図書館、ふれあい館などには応募箱と用紙を、区立小中学校、保育園・幼稚園等では用紙を配付して回収をしていただきました。箇所としては125カ所となっています。

投票結果でございますが、無効票141票を含みまして1万5,620票でございました。投票結果は後段のとおりでございますが、「ゆいの森」が4,620票と1番でございます。

選定委員でございますが、区長を委員長としまして、学識経験者及び地域代表者の7名で構成をさせていただいております。学識経験者の中には、吉村昭先生の奥様でいらっしゃる津村節子先生にも御参加をいただきました。

選定委員会の開催ですが、9月30日に募集要項を決定させていただきまして、11月30日に投票に付す作品を決定し、1月30日に愛称名の決定をさせていただきました。

今後の予定でございますが、2月20日、文教・子育て支援委員会で報告後、3月7日に(仮称)荒川二丁目複合施設・吉村昭記念文学館の開設のプレイベントを行いますので、そちらで発表させていただこうと考えてございます。

先生方には、封筒の中に講演会のチラシも一緒に入れてさせていただいておりますので、御参加いただけるようであれば、ぜひ御参加をお願いしたいと思っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまの説明について、質問などはございますでしょうか。

青山委員 商標登録とチェックするのが大変なのですね。あとは商品名とか。これが大変なのですね。

スカイツリーのときなどは、やはり全国公募したわけですから。そのうち、相当数が問題あったようです。

委員長 そんなにですか。

青山委員 ええ。商標登録とかまんじゅうの名前とか、いろいろ。

委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは議案の審議を行います。議案第3号「荒川区いじめ防止基本方針(案)の策定について」を議題といたします。議案第3号について、説明をお願いいたします。

指導室長 提案理由でございますが、荒川区におけるいじめ防止のための対策を総合的かつ効

果的に推進するために基本方針を策定したので、報告するものでございます。

策定の趣旨でございますが、国のいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴いまして、その趣旨を踏まえて、荒川区の基本的な方針を策定させていただくものでございます。

策定の経緯でございますが、庁内にいじめ防止対策プロジェクトチームを設置いたしまして、策定させていただきました。

基本理念といたしましては、荒川区教育委員会として、「区としていじめを絶対に許さない」「未然防止を徹底する」「いじめられている児童生徒を一人にせず、みんなで守り抜く」「いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方に心の傷を残さない」「いじめた児童生徒にも手を差し伸べ、触法少年を出さない」。そういう状況を目指しまして、庁内関係部署一丸となって、学校、家庭、地域、関係機関と連携をとりながら、いじめ防止に取り組むものでございます。

学校における取組といたしましては、この方針を踏まえて、各学校でいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等のための組織等を設置して、いじめ防止に取り組むこととなります。

荒川区教育委員会の取組としましては、いじめ問題対策連絡協議会を設置いたします。もう一つ、いじめ問題調査委員会を設置いたしますが、この二つ目の委員会の方でございますが、自殺等の重大事案が起こったときに開会させていただくものでございます。

裏面にいかせていただきます。万が一でございますが、自殺等の重大事態が発生したときの対応でございます。学校の対応といたしましては、速やかに校内委員会を招集いたしまして、事実関係を明確にするための調査を行わせます。荒川区教育委員会の対応といたしまして、速やかに重大事態に係る事実関係を明確にするために、先ほど申し上げましたいじめ問題調査委員会を招集いたしまして、調査を行います。またその調査を区長に速やかに報告してきます。

荒川区の対応といたしましては、区長がその調査内容を確認し、必要と認めるときには再調査をかけて、さらに事実関係の調査をいたします。

その他でございます。いじめの認知件数について御報告申し上げます。そこに記載いたしましたのは、平成25年度のいじめの状況でございます。取組中1件とありますが、平成26年度当初には、すべて解消してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、質疑はございますでしょうか。

教育長 委員長、若干補足させていただきます。いじめ問題に対する私ども荒川区教育委員会としてのスタンスについては、昨年2月に案をお示しし、御了承いただいたところですが、その後、東京都で条例を制定したり、各区の取り組みも少しずつ出てきたところで、これら

を参考に、このたび案ということで取りまとめさせていただきました。

先生方の御意見をお聞きした上で、教育委員会として予防対策、そしてまた重大事案が発生した場合の対応ということで、2段階になってしまうかもしれませんが、考え方も含めた対応策について御審議いただければと思っています。

高野委員 一番重要なのは、後ろのページにあります重大事態への対処（主なもの）、（１）学校の対応の２番目だと思うのです。といいますのは、スクールカウンセラーや複数の教員が間断なく見守る体制を構築することで、早く見つけてそれに対応する、芽をつまんでしまうということが大切なので、先生方には御負担でしょうけれども、この点を重視していただいて予防をしてほしいと思います。そしてしかるべき学校、あるいは教育委員会、区の対応ということになりますので、早期発見、早期処置をするには、やはりそのことが大切なことだと思います。

いじめの認知件数がここ１年間ですね、私が思っているよりも少なく、うれしく思います。もっとあるものかと思っていました。

ただゼロの方が好ましいものですから、以前、教育委員会で討議したことも踏まえて、進めて行ってもらえればと思います。

坂田委員 それはここにあるように校内委員会、サポートチームというのが非常に重要だと思います。私なりに過去の事案を見ますと、他地域の話ですけれども、やはり担当の先生に余裕がない場合に、事案が拡大する傾向が見られるのではないかと思います。

例えば、クラスのマネジメントが非常に難しいようなクラスがあるわけであって、そういう場合は、担任の先生方は恐らく余裕がない状態に置かれてしまっている。そういうところでやはり起こりやすいと思いますし、それが起こったときに余裕のない状況だと適切に対応できない。そうするとかなり大きくなるまで対応がなされずにいってしまうのではないかと思います。

そういうことを考えると、そういった先生方から、例えば事案を引き取って対応する体制であるとか、引き取らないまでもその先生と共同で対処するといったことが必要ではないかと思っています。

校長会でも御意見があるように、ベテランの先生の退職が進んでいて、若い先生方が増えているわけですが、特に経験の少ない若い先生方へのサポートは、こういった委員会、サポート体制においても非常に重要ではないかと思っています。

やはり先生方もいろいろなことをやらないといけない状態にあるわけですので、そういう実態を踏まえた対応、体制、それから学校の方で、学校ごとに基本方針をつくとあるのですが、字面をどうするかというよりは、やはりそういった実態を踏まえてどうするかという

ことが重要です。中には書けないこともあると思いますので、書けないことについて強制するのではなくて、それはそれで、書きにくいことについては内部的に、内容として共有するとか、そういったことも含めて考える必要があるのではないかと思います。

青山委員 いじめの問題については、過去にも何度かこの会議で議論をしたと思います。それで、この基本方針に書いてあるとおりだと思いますけれども、あえて言うなれば、やはり子どもが人をいじめないということは、ある意味、人を尊重するという気持ちを持ってないといけない。ただ、いじめのこういう行為はだめということを経験的に覚えただけでは足りない。要は人の人生とか人の人生観とか人の気持ちとか人のプライドとかを大切にすると、そういう気持ちがあれば、おのずからいじめは起きないわけです。ただ、いじめ行為のようなものが具体的にこういうのがだめということではなくて、教育としてはやはり人を尊重する、人を辱めない、そういうことの大切さをよく教えることが大切になります。

それから、そういうことを覚えるということが、またその生徒が今後の人生で生きていく上ではとても大切なことで、人を尊重するということがいかに自分が人にまた助けられることもあれば、協力してもらえらるかということもあって、その人が豊かな人生を送るためには、いじめをするような、そういう心を持たない、人を大事にする、他人を大事にする、そういう気持ちを植えつけることが浸透すれば、おのずからいじめのようなことはなくなるし、それから、いじめられっ子がいたら、それはやめなさいとっていじめる子をとめるという行為にも結びつくのだと思うのです。

ですから、この基本方針で全く異議ありませんけれども、ぜひ学校現場でこれを実践するときは、そういうことはないと思いますけれども、形にあまり捉われないで、先生方が思う存分、生徒に対して人間教育をしてもらえれば、それがいじめの防止につながるのだと思いますので、ぜひそういう方向で現場には徹底させていただければいいと思います。

教育長 青山先生、大変重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。いじめ防止基本方針ということで、いじめのことにのみ捉われがちですけれども、そもそも人権を大切に、他人を大切に、人を尊重する心をまず子どもたちに持ってもらって、そういうスタンスをこの基本理念の中にまず基本的なスタンスとして位置づけさせていただきます。

高野委員 いじめ防止基本方針の基本理念の次に書かれた「第5 いじめ問題への基本的な考え方（法第6条）」。「豊かな子どもたちをつくれれば、いじめなどは起こらないよ」ということで、とてもよく書かれていると思います。

これには、早期発見ということも書いてありまして、温かい人間関係の構築。いじめを許さない雰囲気づくりというのは、先生の子どもたちに対する愛情を十分に育てていけば、この「第5」はクリアできるのではないかと思います。

坂田委員 人権というのは、それは重要なのですが、小学校などだと少し言葉的に難しいですね。私は、人権というのは他者を感じる心とか、これは難しくなりますが、自分を相対化してみる視野といいますか、そういうことが基本的に重要で、先ほど高野先生や青山先生がおっしゃった、そういうことができる人は、社会に出てからやはり、多分幸せな人生を送ると思います。

こうした能力については、いじめ防止のために別に教育しているわけでは、直接にそういうわけではなくて、結果的にいじめが起これにくくなるということだと思いますね。

他者を感じる力というのは、自分と違う人を認めるということとほぼ同じで、そういう方が社会に出ると、もっと違う人がいっぱいいることに気づくことになるのですが、そのときにショックを受けないようにという意味でも有効だと思うのです。そこでショックを受けると、社会へ出て3カ月で会社をやめてしまうとか、そういうことにまたなってしまいます。

申し上げたいのは、先ほど高野先生などがおっしゃっていることは、教育の基本的なこととして重要であって、結果的にいじめ防止にもなるけれども、そのためだけにやるということではなくて、教育の基本として進めるということですね。

青山委員 そうだと思います。私たちが生きた時代と、今の子どもたちがつくっていく社会とは当然、相当成熟度が違うので、今の子どもたちがつくっていく大人になったときの社会というのは、今よりももっとずっといろいろな個人の特性に対してインクルーシブな社会になっていくのだと思うのです。

その具体的ないい例が性同一性障害で、今一般に政府も含めていわれているのは、何と人口の5%も性同一性障害の人がいるといわれているわけですが、私たちが子どものころにはそれは隠していないと生きていけないという時代でした。今はそれがその人たちをどう認めるかという議論をするところまでは来ている。アメリカやフランスなどの一部の州などでは、それをむしろ同性婚を認めるところまで来ているぐらいに変わってきていて、大学の世界でも、大学の中で男女の扱いを戸籍と違った扱いをする大学も結構現れてきているぐらいに変わってきているわけです。

だから、その種のことはどんどん変わっていくので、そうすると、今の子どもたちがつくる大人になったときの社会は多分、人をいじめるようなやつは生きていけないというぐらい、極端な言い方をすると、そのぐらいの社会になっているかもしれないわけです。そういう社会のルールや習慣などもどんどん変わっていくので、今の教員がそういうことを十分意識して子どもたちに教えていくという姿勢がまずは大事だと思うのですよね。

高野委員 もう一ついいですか。子どもたちにはやはり寛容の心を養うようにする豊かさが必要ですが、それにはどうしたらいいかということを思うに、僕はスポーツでも勉強でも何で

もいいので、一つに秀でるように、要するに自分の限界をぶつけさせるような雰囲気をつくると、相手に対して寛容な気持ちというのも生まれるかと思います。スポーツで我慢する気持ちもできますしね。

だから教育現場では、そういうところに力を入れて、そこに先生の愛情、指導力というものがあると、いじめも含めて、荒川区の教育も全体的にもっとアップすると考えます。

スポーツの奨励をこんなにやっている。それから図書館活動も充実していますし、そういう方針でいいので、もう少しそういうところに根を張る、根を張っていますけれどもね。そうすると、いじめ問題も自然に解決できると思います。

教育部長 基本方針（案）の策定に当たりましては、他区とか比較してより良いものをつくったのですが、独自性を出すのは難しいところがありました。今いただいた御意見をぜひ取り入れさせていただきたいと思います。

委員長 今、教育にとって一番大事なことは、1人1人の子どもを大切にすることで、それが教育の基本だと思うのです。その意味で荒川区で、荒川区いじめ防止基本方針が策定されるのは非常に喜ばしいことです。

この基本案に対して賛成です。それを踏まえた上なのですが、最近考えていることがあって、日本の学校現場は、いろいろなことを背負い過ぎているのではないかとと思われるところがあります。例えば、諸外国と比べてみますと、アメリカなどでは教師は生徒指導はありませんし、教科に集中できるわけです。

例えばこの前も中国の先生が日本の学校を視察されたのですが、日本の学校の先生があまりに忙しそうで、中国では教師が教科指導に集中できる状態であるという感想もおっしゃっていました。そのように学校がさまざまなことを背負っている、また教師への負担が大きいという状況が日本の場合にあります。これを策定した上で、やはり学校をどういうふうにサポートするか、地域との連携であるとか、専門家の支援であるとか、そういったことが重要になってくるのではないのでしょうか。

その意味では、この中で基本方針案の6ページのところに、「学校と家庭及び地域等との連携」がありますが、こういった部分は大切です。

それと、いじめの問題ということになりますと、家庭との関係が課題になってきます。その意味では、スクールカウンセラーとともにスクールソーシャルワーカーの役割は非常に重要と思われます。

それともう1点、いじめ防止は大切なことですが、あまりに管理的になって、学校をがちがちに縛ってしまうと、それはむしろ逆効果になるという側面もあります。そのあたりを配慮しながら、具体的な御指導をお願いできればと思っております。

高野委員 まさに同感です。4区の第二ブロック教育委員会協議会がありましたよね。あのときに、そのところが重要ではないかということをお話しました。もう一つ、先生の負担が多過ぎて、大変な問題を抱えてしまって、バーンアウトしてしまう。その2点が今、重要ではないかということをお投げかけたつもりなのです。

だから、先生のおっしゃるとおりです。

委員長 では、よろしいでしょうか。

質疑を終了し、議案第3号について意見はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 議案第3号について討論を終了し、異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 議案第3号については異議がないものと認め、議案第3号「荒川区いじめ防止基本方針（案）」の策定については、原案のとおり決定いたします。

では、続きまして、議案第4号「平成26年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題とします。

議案第4号について、説明をお願いします

生涯学習課長 それでは、提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定によりまして、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございます。まず、登録すべき文化財の登録についてでございます。2件ございます。1件目でございます。種別、有形文化財歴史資料。名称、梅花仏鑑塔。所有者、養福寺。所在地、西日暮里三丁目3番8号でございます。

2件目でございます。種別、無形文化財工芸技術。名称、桐たんす仕上げ。所有者、村井泰雄。所在地、町屋七丁目21番7号でございます。

続きまして、2番の指定すべき文化財の指定についてでございます。2件ございます。1件目でございます。種別、有形文化財建造物。名称、石浜神社鳥居（寛延二年八月哉生明銘）。所有者、石浜神社。所在地、南千住三丁目28番58号。

2件目でございます。種別、無形文化財工芸技術。名称、桐たんす。所有者、川俣頼三。所在地、東日暮里六丁目13番15号でございます。

詳細の内容につきまして、野尻館長から説明いたします。次の添付の資料でございます。

ふるさと文化館長 ふるさと文化館長、野尻が御説明させていただきます。御手元の資料、写真がプリントしてあるものと、各文化財の説明を御覧になっていただければと思います。

まず、登録すべき文化財の1番目ですが、有形文化財（歴史資料）、梅花仏鑑塔。所在地、

所有者等は、先ほど課長が報告させていただいたとおりでございます。内容につきましては、「梅花仏」と刻まれた円形の石塔。岐阜市にある芭蕉十哲の一人、各務支考の墓を模した石塔で、その形状と各務支考の姓から、鑑塔と呼ばれる。支考を祖とする美濃派により建立された同様の塔が、大垣市・桑名市・江東区深川など、各地の芭蕉ゆかりの地にもある。裏面に刻まれた発句者の面々から、19世紀前半の建立と推定される。養福寺境内の談林派歴代句碑。これは区の指定文化財になっていますが、そのそばにあり、松尾芭蕉と談林派の祖・西山宗因とに関係づけて置かれた可能性があるということです。

登録理由としましては、近世美濃派の活動を知る上で貴重であり、保存の必要がある。登録基準は資料のとおりでございます。美濃派というのは、芭蕉の弟子たちが築きました岐阜中心とした俳句の一派でございます。

続きまして、登録すべき文化財の二つ目です。無形文化財工芸技術、桐たんす仕上げ。村井泰雄。昭和24年生まれ。住所は資料のとおりでございます。

内容。保持者は町屋生まれ、大正10年に祖父・正一氏が現在地で独立開業し、父・正造氏、兄・正孝氏、お兄さんは区の登録無形文化財の保持者になっていて、と続く桐たんす職人である。父の工房の仕上げ職人であった飯島氏について修業し、技術を修得しました。板の選定から組み立てまでを行う兄の正孝氏と連携し、保持者は仕上げ削り、色づけ、金具づけなどの仕上げを行う。

登録理由でございますが、江戸での桐たんす制作の技術は、18世紀半ばに指物師の技術から専門化したとされる。桐たんすは江戸以来の伝統的生活・文化に根ざしており、ことに服飾文化である和服を保存する上で欠かせない。そのため、桐たんすの制作技術の一部である仕上げの技術は、区にとって貴重である。

認定理由でございますが、保持者は40年以上桐たんすの仕上げに従事し、その系譜も明かである。材料の特徴に精通し、従来技法に独自の工夫を取り入れるなど、その技術は確かなものであり、区にとって貴重である。

登録基準、認定基準につきましては、資料のとおりでございます。

一つ、御報告でございますが、村井泰雄さんの技術名ですが、諮問のときには、桐たんすのみでございました。調査を進める中で、村井さんの仕上げの技術が非常に優秀であるということと、お兄さんと分業してやっているということで、審議会の先生方から桐たんす仕上げという名称にすべきであるという御意見をいただきました。

以上が登録文化財の説明になります。

続きまして、指定文化財のまず1番目ですが、有形文化財（建造物）、石浜神社鳥居（寛延二年八月哉生明銘）。所有者、所在地は表記のとおりでございます。内容につきましては、

寛延2年8月哉生明、これは3日を表す言葉です、に建立。形式は神明鳥居。神明鳥居系の石浜鳥居とも呼ばれる。鳥居の柱には寄進した橋場の名主・町人等57名の名前が刻まれている。銘文は鳴鳳卿。この鳳卿という方は、江戸幕府の8代将軍・吉宗公の侍講を務めていた方です。飛鳥山碑文という有名な石碑がありますが、この碑文を撰文したことでも知られている成島錦江のことです。江戸時代には隅田川に面して立ち、錦絵にも多く描かれていたが、近代以降、何度か移設され、現在は二の鳥居とされている。なお、現在の一の鳥居は、安永8年6月16日銘でございます。

指定理由といたしまして、当該資料は、地域のみならず江戸の歴史、文化、信仰を知る上で大変重要である。また、鳥居の研究における形式の指標としても貴重な事例であり、保存の必要がある。指定基準は表記のとおりでございます。

写真の方を見ていただきたいのですが、カラーではなくて申しわけないのですが、左が現在の鳥居の様子です。非常に大きなものです。

右側に広重の東都名所が描かれたものを提示いたしましたが、少し見づらいですが、真ん中に側に面して鳥居が描かれているのですが、実はこの鳥居がこの寛永二年銘の鳥居でございます。もとは隅田川に面して、隅田川からお参りに行けるゲートのような役割を果たしていたものでございます。

以上が、石浜神社の鳥居の御説明でございます。

最後になりますが、指定文化財の2。無形文化財工芸技術、桐たんす、川俣頼三。昭和13年生まれ。住所は表記のとおりでございます。保持者は東日暮里生まれ。父の川俣善七氏。この方はお亡くなりになりましたが、元無形文化財の指定の保持者でございますが、昭和10年ごろに現在地で独立開業。保持者は父の下で桐たんす製作を修業し、技術を修得した。仕上げ技術は母の妹婿の小沼氏から修得した。保持者は桐材を選定し、板の加工、組み立てを経て、総仕上げまでを1人で行う。保持者は平成5～25年に東京都桐たんす工業協同組合副理事長を務めた。同14年度東京伝統工芸氏に認定された。

資料にはありませんが、荒川区伝統工芸技術保存会の会長です。

指定理由ですが、18世紀半ばの江戸において、桐たんす製作の技術は、指物師の技術から専門化したとされる。東京の桐たんすは、框戸を設けることに特徴が見られ、軽く、吸湿性に富む桐材で、木目を生かしてつくられてきた。日本の伝統的服飾文化である着物を保存する上で欠くことができないもので、生活・文化に根ざしており、これを製作する技術は区にとって大変貴重である。

認定理由でございますが、保持者は50年以上桐たんすの製作に携わり、高度な技術を修得しており、その系譜も明らかである。仕入れ、木取りから組み立て、総仕上げまでの工程

を1人で行い、桐たんすを完成させる卓越した技術を有している。また、長年にわたり、業界の指導的立場にあり、後進の育成・技術の普及に尽力しており、区にとって大変貴重であるということです。指定基準、認定基準につきましては、表記のとおりでございます。

写真に川俣さんのお仕事場での記念写真が載っていますし、右側の桐たんす。これはグレーの仕上げを、桐たんすというと、少し黄色っぽい色をイメージされるかと思いますが、グレー、ねずみ色の仕上げの渋いものです。

以上でございます。

青山委員 これは、養福寺の境内で、談林派歴代の句碑と梅花仏と、どちらが先に建ったのですか。

ふるさと文化館長 談林派歴代の句碑です。

青山委員 時代はどのくらい違うのですか。

ふるさと文化館長 西山宗因が亡くなってから建てられましたので、さほど隔たりはないと思います。

青山委員 そうですか。西山宗因と各務支考とはどういう関係なのですか。

ふるさと文化館長 直接的な関係はありませんが、松尾芭蕉が正風という俳句の考え方を築く前に、西山宗因に一度、弟子入りといいますが、西山宗因の作風に傾倒していた時期があります。江戸で西山宗因が句会を開いた折りに芭蕉が呼ばれていまして、そこで芭蕉は業界デビューをしたという、大事な方でございます。

支考さんは芭蕉さんの弟子に当たりますので、そういった意味で直接的な関係はないということになります。

青山委員 なるほど。孫弟子といえば孫弟子にあるのかもしれないですね。

ふるさと文化館長 まあ、そうです。ただ、芭蕉はもう一つの派を築いていますので、恐らく正風の方にとっては、西山宗因とは違うと言われるかもしれません。

青山委員 そうですね。もう芭蕉の代ですから、孫弟子とはいわないかもしれないですね。

そうすると、そういうものが梅花仏だとか、それから談林派の句碑とかが養福寺に、西日暮里にあるということは、養福寺というのは江戸時代から西日暮里にあるのですか。

ふるさと文化館長 そうです。江戸時代からあります。元は山の下の方に置かれていた寺なのですけれども、多分、宝永年間ぐらいに。

青山委員 宝永年間というのは江戸時代ですか。

ふるさと文化館長 はい、そうですね。山の上にあげられて、今のような形になりました。

青山委員 やはり、高野先生、教科書採択でよい方を選びましたね。

高野委員 地図のことですね。

青山委員 そう。とりようによっては、こちらが出発点、旅立ちの地はこちらかもしれません。

高野委員 西山宗因だと。

青山委員 多少、論理的には間があるけれども、旅立ちの地を主張するには使えるのではないですか。ゆかりがあるといっていいいと思います。

ふるさと文化館長 ありがとうございます。本当に俳句ゆかりの地として説明する上にも大事な石碑だと思います。

青山委員 江戸時代からこういうゆかりは深いんですね。

委員長 教えていただきたいのですが。無形文化財等の認定期限の中で、その系譜も明らかであるとありまして、これは系譜が明らかであるということが重要なのですか。

ふるさと文化館長 基本的になるべく、誰についたかということは聞き取り調査、又は文献でたどっていきますけれども、私どものこれまでの文化財の、荒川区の登録指定の考え方では、例えば芸大ですとか、各種学校で先生方から教わったものではなくて、その地域に根づいた技術をつないできた、そこに意味を見出すという考え方でやっておりますので、こういう系譜が明らかである。

例えば、京都から引っ越してきて、荒川区で活躍している方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方は私どもの文化財の対象としては考えていないということです。

委員長 では、ほかに質疑や意見などはありませんでしょうか。

議案第4号について質疑等を終了いたします。

議案第4号について、意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

議案第4号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第4号「平成26年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は、原案のとおり決定いたします。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」、御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、骨子でございます。伝統工芸技術継承者育成支援事業における新規継承者育成支援事業（ステップ2）ですが、この終了年限3年を迎えた2名が、技術の修得状況等を考慮しまして、補助延長を希望しています。また、昨年度、補助延長をした4名が再度補助延長を希望している状況でございます。補助延長につきましては、文化財保護審議会、先月、1月27日に開催いたしました、その審議会の意見を聴取した結果、「延長は妥当である」との回答を得たので報告するものでございます。

それでは内容につきましては、ふるさと文化館館長の野尻から報告いたします。
ふるさと文化館長 延長希望者について簡単に御説明させていただきます。

まず1人目です。吉田一司さん。額縁の職人さんです。こちらで修業しています高橋聡子さんですが、開始が24年1月からということですが、延長を希望しています。

理由ですが、木工部門の木地製作の技術を中心に取り組んできたが、製作工程全体の技術を修得してはいない。また、関連する塗装技術の内容をより理解する必要があり、補助の延長を希望しているということでございます。

額縁の技術というのは、もともとの額の木地をつくる仕事と、そこに色を塗ったり、又は金箔を張ったりと、ある意味、二つの技術を修得しないと完成しないという分野でございますので、高橋さんについてはもう少し修業が必要だという判断でございます。

続きまして、松崎啓三郎さん。木版画摺の職人さんです。継承者は下井雄也さんです。開始年限が、高橋さんと同じように平成24年1月からです。延長理由ですが、この3年の修業で摺りの技術修得が進んでかなりの向上が見られるが、まだすべての技術を修得するには至っていない。独立するには、まだ修得すべきことがあるため、補助の延長を希望している。

こちらの下井さんですが、浮世絵の知識も大変豊富で、後々の活躍が非常に期待されるどころですが、今のところだと、職人としてのスピード感というか、一晩で何枚摺らなければいけないとか、そういったところがまだまだできていないということです。それと体力も必要だということで、そちらの方も少し足りないかなと職人さんはおっしゃっていました。

またもう1年やらせてくださいという御希望でございましたので、必要であると文化財保護審議会の先生方から御意見がありました。

続きまして、中村泰士さん。勘亭流文字・寄席文字・江戸文字の三つの技術を教えていらっしゃる職人さんです。継承者は銘苅由佳さん。平成23年1月から修業をされています。寄席文字、勘亭流文字ともに文字を書く技術の修得は進んでいるものの、作品を仕上げるのに必要なレイアウトやアイデアを理解し、かつ技術を身につける必要がある。また、現状、寄席文字、勘亭流文字の修業を優先して行っているため、江戸文字はまだ修得するには至っておらず、2度目の延長を希望している。

こちらの中村さんも、東京の職人さんでこの三つを明確に書き分けられる方は、多分ほとんどいらっしゃらないと思うので、特に勘亭流文字につきましては非常に難しい。歌舞伎の文字ですが、これを修得されている非常に貴重な方です。

銘苅さんにおきましては、寄席文字、その難しい勘亭流文字を優先させて修業してきましたところ、江戸文字の方の修得が十分ではなく、この江戸文字が恐らく東京のこういう文字を書く職人さんの中では最も需要がある分野だと思われます。

この三つをきちんと書き分けられるとともに、実は寄席文字職人というのは、ある意味、チラシですとかポスターをデザインする仕事をしている方々なのですね。そのレイアウトや、オーダーに応じたアイデアを提示する。まだそういったところの能力を修得しているとは思えない。もう少しやはり修業が必要だということでございました。こちらもう1年の延長を認めたいということでございます。

続きまして、4番目ですが、また額縁の吉田さん。もう1人育てていらっしゃいます。高橋さんよりも先輩ですが、栗原大地さんとおっしゃいます。

延長理由ですが、延長した1年で、塗師部分の箔押しの技術を中心に取り組んできた。以前より技術は向上し、段取りを考えて仕事ができるようになったが、さらなる研鑽が必要である。また、関連する木工技術の内容をより理解する必要がある、2度目の延長を希望しています。

こちらの額縁屋さんは、ほとんどオーダーメイドなのですね。大量生産ではなくて、オーダーメイドの仕事をしていますので、画廊ですとか、画家の先生方との話し合いの中で、またその作品に合ったものをつくっていかねばいけません。ですから、ある程度組み立てられて、仕上げができるようになっただけでは、独立するまでにはまだ足りないということでございますので、栗原さんについても延長をお願いしたいということです。

続きまして、関岡雄介さんの木版画彫ですが、馬場沙絵子さん。こちらは平成22年1月から修業をしています。補助延長しました2年も含めて、これまでの修業期間でほぼ一通りのことはできるようになったが、肉筆原稿をより良く木版画で表現する応用力、柔軟性を身につける必要がある。あと1年で風景画や美人画などにも取り組み、独立できるだけの技術を修得するため、3度目の延長を希望している。

馬場さんにつきましては、関岡さんによりますと、小さい作品ですね、それから色があまりないような作品は、これまできちんとできるようになったものの、本格的な広重ですとか歌麿といったものの版木を1人で全部仕上げることをまだやらせていない。それを全部仕上げて、この業界ではデビューができるということですので、この1年の中で、何か大作を1人でやらせてみたいという師匠のお話でしたので、もう1年、延長を希望しているところでございます。

最後に、村田修一さんのところで、提灯文字、地口絵ですが、修業をしています村田健一郎さんです。こちらは御子息でございます。

延長を希望した2年間では、文字の修得に力を入れ、達成度は5割程度である。家紋の技術修得状況は9割程度になり、さらに早くきれいに仕上げることを目指す。また地口絵についても、将来的な技術継承を念頭において修業を開始した。提灯文字の業界において文字書

きの修得には最低8年の修業が必要とされており、3度目の延長を希望しているということです。

文字を書く、又は家紋を描くことは、ある程度できるようになってきたということですが、基本的に師匠の見本がないと書けないということです。これを見本がなくても自分できちんとレイアウトをして書けるように仕上げないと、一人前の職人とはいえないということでございます。

それと、村田さんの家の非常に大事な技術ですが、地口絵を描く。地口絵というのは、お祭りのときに掲げられる地口行灯というものです。駄じゃれのようなものをマンガのようなもので表現して掲げるものですが、この地口絵もやはり村田家の特徴ということで、こちら最終的には息子さんに引き継がせたいということを希望していらっしゃいます。

もう1年、延長が必要であるということで、審議会からは回答を得られています。

内容の説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

教育長 私が聞くのも何だけれども、これは何回まで延長していいのですか。

ふるさと文化館長 6年がリミットです。

教育長 最低8年の修業が必要とありますが。

ふるさと文化館長 あと2年は自前でということですか。

坂田委員 これは最初は皆さん3年なのですか。

ふるさと文化館長 そうですね。最低3年で仕上げさせていただくということで始めていただいていますけれども、中には少し経験があるというような方もいらっしゃいまして、これまで2年で卒業された方もいらっしゃいます。

高野委員 卒業生は何人いるのですか。

ふるさと文化館長 まだ実際に卒業した人は数名しかいないのですけれども、こちらの一覧表にあります。

高野委員 4から8までの方ですか。

ふるさと文化館長 はい、そうですね。後ろの方の、倉橋さんから森田さんまでですね。こちらの5名です。まだ独立はしていませんけれども、一応、一人前として働いています。

委員長 では、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 では続きまして、2月から4月までの教育委員会関係主要行事について。配付資料のとおりですが、これに関して何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等はございますでしょうか。

教育総務課長 2点ほどございまして、まず1点目がペーパーレスですけれども、前回の本委員会で報告差し上げました幼稚園条例と子ども条例の一部改正。これにつきまして、現在、条文を調整中ということがございます。その一方で、来週13日からは本会議が始まるということもございまして、来週12日ごろを目途に意見聴取をさせていただこうと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

もう1点でございますけれども、2月21日ふるさと文化館企画展、視察スケジュールでございますが、この日、3時半から教育委員会開会予定でございますけれども、その前ということで、2時半から、ふるさと文化館での「奥の細道・旅立ち展」を御視察いただいた後、3時半にお戻りいただきまして、教育委員会の開会ということをご予定したいと考えてございます。

御希望制ということでございますけれども、御案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 当日は野尻館長が御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 私は直接ふるさと文化館に参りますので。

生涯学習課長 わかりました。

青山委員 私も直接ふるさと文化館に行きます。

生涯学習課長 ありがとうございます。お待ちしております。

指導室長 教職員の人事関係の東京都教育委員会に対する内申でございますけれども、来週、文書付議をさせていただく予定になっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、ないようですので、以上をもちまして教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

長い時間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

了